

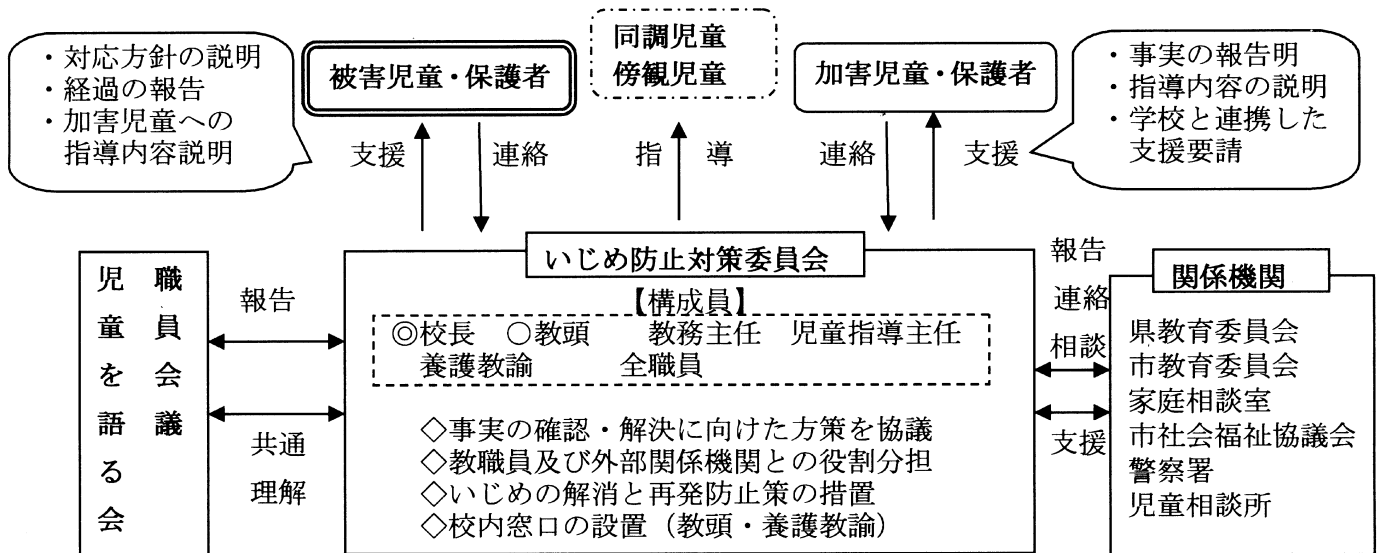
・加害児童とその保護者に対して

被害児童の人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす行為をしたことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。また、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。保護者には、事実に対する理解や納得を得た上、以後の対応を連携して適切に行えるよう協力を求めています。

・その他の児童に対して

いじめを傍観していた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。いじめに同調していた児童に対しては、同調はいじめに負担する行為であることを理解させます。学級全体に、いじめをなくそうという態度を行き渡らせるようにします。

・組織的な対応



- 小林小学校（担当：教頭・養護教諭） 0288-26-8101
- ホットもっと電話相談
- 【子ども専用】いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999
- 【保護者専用】家庭教育ホットライン 028-665-7867
- 上都賀教育事務所 いじめ・不登校等対策チーム 0289-62-0162
- 栃木県総合教育センター（教育相談部） 028-621-7274
- 栃木県連合教育会（栃木県教育会館） 028-625-5228
- 日光市教育相談室 0288-21-9130